

議案第9号

長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和4年3月1日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

消防団員の処遇改善を図るため、出動報酬に係る規定を創設することに関し、
所要の改正を行うもの。

長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、消防団員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 年額報酬及び出動報酬の額は、次の表に掲げる額とする。

階級	年額報酬の額	出動報酬の額		
		4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
団長	年 115,000円	4,000円	8,000円	12,000円
副団長	〃 95,000円	同上	同上	同上
分団長	〃 65,000円	同上	同上	同上
副分団長	〃 48,000円	同上	同上	同上
部長	〃 39,000円	同上	同上	同上
班長	〃 38,000円	同上	同上	同上
団員	〃 37,000円	同上	同上	同上

2 出動報酬は、出初式、機械整備及び年末警戒の場合は、支給しない。

第3条中「による」を「の例による」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

（費用弁償の額）

第3条 消防団員が職務のため旅行したときは、長与町職員等の旅費支給条例（昭和47年条例第12号）の例により、旅費を費用弁償として支給する。

2 前項において、消防団員は、行政職の職員の最上位の職務の級に相当するものとみなす。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。